梨県公報

第二千三百九号

日

平成二十五年 三月二十五日

土地改良事業計画書の写し

縦覧期間

曜

平成二十五年三月二十六日から同年四月二十二日まで

Ξ 縦覧場所

月

北杜市役所

Л 異議申立期間

平成二十五年四月二十三日から同年五月七日まで

山梨県告示第百六号

峡北支所において、この告示の日から平成二十五年四月十五日まで一般の縦覧に供する。 を路線を変更する。その関係図面は、 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十条第二項の規定により、次のとおり県道 山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所

番号 整理 45 旧新 の別 新 旧 穴山停車場線 穴山停車場線 路 線 名 韮 韮崎市中田町小田川 韮 崎市中田町小田川 崎市穴山町夏目 崎市穴山町宿尻 終起 点点 重要な経過地

目

次

示

山梨県知事 横 内 正 明

平成二十五年三月二十五日

示

告

平成二十四年三月三十日付号外第十九号中.....

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則.....二二九 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則......

公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則.....二二九

山梨県告示第百五号

を縦覧に供する。 土地改良事業 (日野堰地区ため池等整備事業) 計画を定めたので、次のとおり関係書類 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができ

平成二十五年三月二十五日

縦覧書類

Щ

梨 県

> 山梨県知事 横 内 正

明

山梨県告示第百七号

所において、この告示の日から平成二十五年四月十五日まで一般の縦覧に供する。 路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり道

平成二十五年三月二十五日

山梨県知事 横 内 正

明

公 報 第二千三百九号 平成二十五年三月二十五日

Щ

| | | 県道 | 種道類路の |
|---------------------------|-------|----------------|------------------|
| | 田線 | 皇 | 路 |
| | NVIK | 井河原八 | 線 |
| | | 八 | 名 |
| 一六六〇番の三地先まで笛吹市石和町匹日市場字紙屋町 | 一番の | 笛吹市石和町四日市場字矢蔵下 | 区間 |
| | | 一七四・二 | (メートル) 延 長 |
| 七日 | 年三月二十 | 七四・二 平成二十五 | 期日開始の |
| | | | |

山梨県告示第百八号

所において、この告示の日から平成二十五年四月十五日まで一般の縦覧に供する。 路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり道

平成二十五年三月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

| 県道 | 種道類路の |
|---|------------|
| # | 路 |
| 十谷鬼島線 | 線 |
| 島 線 | 名 |
| 九七三番の一地先まで南巨摩郡富士川町鰍沢字西村六七〇〇七番地先から南巨摩郡富士川町鰍沢字西村六南巨摩郡富士川町鰍沢字角久保 | 区間 |
| 二九・〇 | (メートル) 延 長 |
| 二九・〇 年三月二十 五日 | 期日開始の |

山梨県告示第百九号

所において、この告示の日から平成二十五年四月十五日まで一般の縦覧に供する。 路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり道

山梨県知事 横

内

正

明

平成二十五年三月二十五日

| 県道 | 種 道類 路の |
|------------------|----------|
| 万九 | 路 |
| 万力小屋敷 | 線 |
| 薂 | 名 |
| 甲州市塩山上於曽字宮ノ窪三九 | 区間 |
| — 八 四 · | (メートル) 長 |
| 平 成 十 五 | 期日開始の |

| | 線 |
|-------------------------|-----------|
| 五四番の四地先まで甲州市塩山上於曽字鳥居原一〇 | 二番の一二地先から |

山梨県告示第百十号

所において、この告示の日から平成二十五年四月十五日まで一般の縦覧に供する。 路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 その関係図面は、 山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務 次のとおり道

平成二十五年三月二十五日

山梨県知事

横

内

正

明

| 七日年三月二十 | | 地先まで山梨市上神内川字東原七一〇番の一地先から | 線 | |
|---------|------------------|--------------------------|-------|-------|
| 平成二十五 | 九三・〇 平成 十 | 山梨市上石森字上手原一四〇番 | 市之蔵山梨 | 県道 |
| 期日開始の | (メートル) 延 長 | 区間 | 路線名 | 種道類路の |

山梨県告示第百十一号

所において、この告示の日から平成二十五年四月十五日まで一般の縦覧に供する。 路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり道 平成二十五年三月二十五日

山梨県知事

横 内 正

明

| 県道 甲府 | 種類の路 |
|--|------------|
| 府山梨線 | 線 名 |
| 先まで山梨市市川字植田一一九八番地先から出れているの一地の製造を開る四番の一地は | 区間 |
| 四 五 · 二 | (メートル) 長 |
| 七年 平成二十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五 | 期日 開始の |

七日 年三月二十

山梨県告示第百十二号

十五日から施行する。 第五条第三項の規定により、次のものを有害図書類として指定し、平成二十五年三月二 青少年保護育成のための環境浄化に関する条例(昭和三十九年山梨県条例第四十三号)

平成二十五年三月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

指定する図書類(雑誌)の名称及び発行所

| 鉄人社 | 裏モノJAPAN 2013 4月号 |
|-------------|-------------------|
| ジュネット | BOY Sピアス 禁断 4月号 |
| ぶんか社 | 無敵恋愛エス・ガール 3月号 |
| 水社 | 恋愛熱情ラブパッション 3月号 |
| 竹書房 | 実話ドキュメント 3月号 |
| KKベストセラーズ | CIRCUS MAX 2月号 |
| 秋水社 | minni Berry |
| 笠倉出版社 | 絶対恋愛Sweet 3月号 |
| フリークス | NIGHT ANGEL 4月号 |
| 発 行 所 | 名称 |

= 指定する理由

青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。 著しく性的感情を刺激し、甚だしく粗暴性を助長し、又は著しく犯罪を誘発する等

公 告

• 土地改良区役員の退任及び就任

Щ

梨

県公

報

第二千三百九号

平成二十五年三月二十五日

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、 笛吹

川沿岸土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

山梨県知事

横

内

正

明

平成二十五年三月二十五日

退 任

| 理 | 役職名 |
|--------------|-----|
| 事 | 岩 |
| 荻 野 | 氏 |
| 正直 | 名 |
| 笛吹市石和町井 | 住 |
| 町井戸三三九番地 | 所 |
| 平成二十五年 | 退 |
| + | 任 |
| 牟 | 年 |
| 月 | 月 |
| 十日日 | 日 |
| | |

二就 任

| 理 | 役職 |
|---|----|
| 事 | 名 |
| 倉嶋 | 氏 |
| 清次 | 名 |
| 地笛一吹市 | 住 |
| 宮町千米寺一 | |
| 一 | 所 |
| 平 成 | 就 |
| 十五五 | 任 |
| | 年 |
| | 月 |
| 日 | 日 |
| | |

• 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

に関する工事は、完了した。

平成二十五年三月二十五日

山梨県知事 横 内 正

明

開発区域 (工区) に含まれる地域の名称

三三及び一三四の区域 中巨摩郡昭和町西条字神屋一一三の一、一一三の二、一二二、一二三、一二二、一

末吉 東京都渋谷区代々木一丁目三十五番四号 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

株式会社サンフジ企画

代表取締役社長

人事委員会

山梨県人事委員会規則第六号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成二十五年三月二十五日

山梨県人事委員会

事委員会が必要と認める試験の項中 職員採用試験の項中 查 験 験 験 験 を 試験職 認める 必要と 員会が その他 行政 人事委 体力試験 (人事 認める試験職種 認める試験職種 委員会が必要と 身体検査 (人事 認める試験職種 委員会が必要と 作文試験 委員会が必要と 教養試験 資格調查 に限る。) に限る。 専門試験(人事 に限る。) 人物試験 人物試験 別に定める 務とする職 種の対象となる業務 おける行政の試験職 職員採用上級試験に に従事することを職 別に定める を 論文試験 人物試験 教養試験 人物試験 別に定める 資格調査 別に定める に改め、同表その他人 に改め、 同表任期付 を 規則第四号)の一部を次のように改正する。 則第七号)の一部を次のように改正する。 に定める。 に定める。 山梨県人事委員会規則第八号 協会という名称で設立された法人をいう。) 八号までを二号ずつ繰り上げ、第三十六号の次に次の二号を加える。 山梨県人事委員会規則第七号 める 別に定 三十七 別表中第十四号及び第十五号を削り、第十六号を第十四号とし、第十七号から第三十 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。 この規則は、 平成二十五年三月二十五日 平成二十五年三月二十五日 別に定める 社会福祉法人山梨県手をつなぐ親の会 平成二十五年四月一日から施行する。 別に定める 山梨県人事委員会 委員長 委員長

に改める。

別表第四小中学校事務職員採用試験の項中「満二十一歳」を「満二十九歳」に改める。

公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のよう

山梨県人事委員会

公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 也

公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則(平成十四年山梨県人事委員会規

財団法人自治体国際化協会 (昭和六十三年七月一日に財団法人自治体国際化

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のよう

小 俣

也

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(昭和二十八年山梨県人事委員会 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

第三条の二第一項第二号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活

Щ 梨 県

公 報

第二千三百九号

平成二十五年三月二十五日

Щ

を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第九号

శ్ఠ 山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め

平成二十五年三月二十五日

山梨県人事委員会

委員長 小 俣

也

号)の一部を次のように改正する。 山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則 (昭和四十四年山梨県人事委員会規則第四

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

援するための法律」に改める。 第七条の二中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支

則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

正 誤

び管理条例施行規則の一部を改正する規則) 平成二十四年三月三十日付山梨県規則第二十一号 (山梨県立障害者支援施設設置及

四〇ページ下段終わりから七行目から終わりから十一行目まで

する。) 人を上限とすと に係る定員は、 (第二号の事業 合計四〇人 は るූ 四人を上限とす に係る定員は、 (第二号の事業 合計四〇人 の誤り。